



登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第112条の2第2項第1号及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録教習機関の名称
株式会社 MURANAGA 6
- 2 登録、失効等の事由の別
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
変更前 株式会社 MURANAGA 6 ATOM 資格センター 関西彦根校
滋賀県彦根市里根町 201-1
変更後 株式会社 MURANAGA 6 ATOM 資格センター 関東成田校
千葉県成田市前林 430
- 3 代表者の氏名
代表取締役 村長 人之
- 4 技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地等
事務所の名称
株式会社 MURANAGA 6 ATOM 資格センター 関東成田校
所在地
千葉県成田市前林 430
- 5 行うことができる技能講習
千登録第582号 車両系建設機械（聖地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
千登録第583号 玉掛け技能講習
千登録第584号 ガス溶接技能講習
千登録第585号 小型移動式クレーン運転技能講習
- 6 登録、失効等の事由の発生日
令和8年4月15日

千葉労働局長

